

新潟市・佐渡市共通商品券

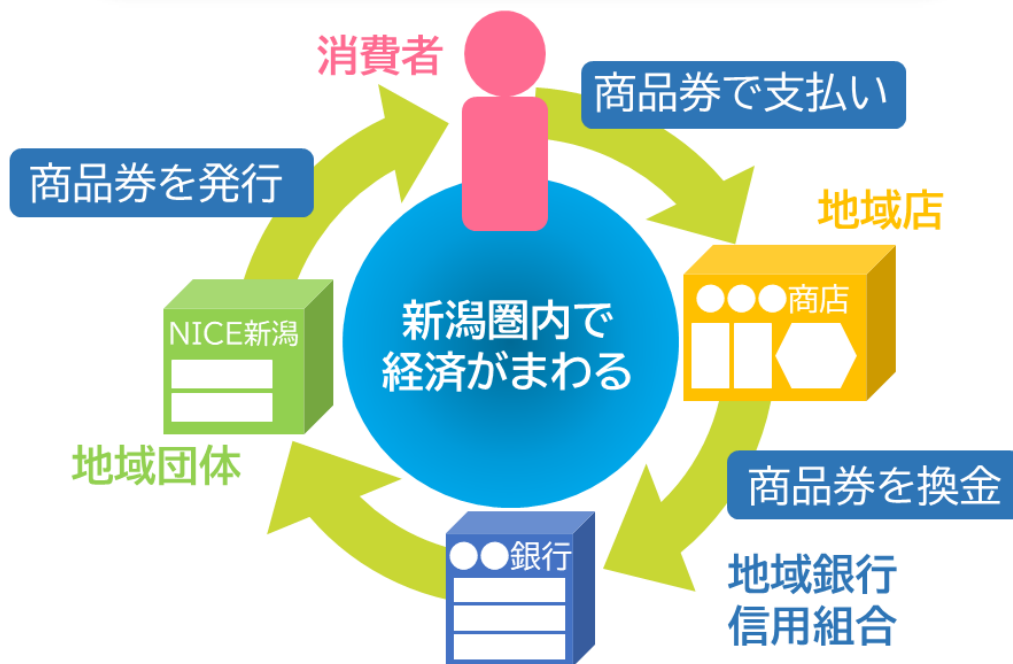
～商業者向けスタートマニュアル～



協同組合 NICE新潟

新潟市・佐渡市共通商品券は昭和 61 年から発行をスタートした地域商品券です。地域商品券は地域経済への貢献が高く、『お金の地産地消』と称され、地域商業や雇用の活性化に繋がっています。新潟で作ったもの、新潟の人々が営むサービスの利用促進を図り、サステナブルな地域社会を築くお手伝いを目的としています。

地域商品券はお金の地産地消



THE ニイガタ・サド商品券

- ▶ **新潟市、佐渡市共通商品券は発行高が全国1位**
地域のお店を対象にした商品券で、毎年 80 万枚の発行量は全国1位です。
- ▶ **業種を超えた 1,600 店以上の取扱店**
取扱店は 2 市に所在するデパート、ショッピングモール、食品スーパー、ホームセンター、ドラッグストアの大型店から、個人営業の飲食店や美容室など約 1,600 店です。
また、各市内のタクシーやレンタカー、佐渡汽船の交通機関も含まれます。
- ▶ **換金が早い！**
銀行窓口での換金のため、最寄りの銀行で最短3営業日後に現金化できます。
- ▶ **有効期限がありません。**
有効期限がないことから、ギフト用途はもちろん、ご自宅用として日頃のお買い物にご利用いただいております。
- ▶ **使いやすい2券種**
用途に応じて 500 円券、1,000 円券があります。

新潟市・佐渡市共通商品券を取扱いするには

組合員になる	当組合に加入した法人および、個人事業者が新潟市・佐渡市共通商品券の取扱店になることができます。(生協などと同じ仕組み)
組合員資格	組合定款に基づいて、出資金(1万円以上)を払い込んだ法人及び、個人事業者。出資持分証券を発行します。退会に当たっては、出資金を返還いたします。
取扱開始と現金化(換金)の費用	<p>① 出資金 加入時のみ 10,000円(内訳 1口1,000円×10口)</p> <p>② 換金印製作費 1,000円(1個) (換金印は使用済み商品券の裏面に押印するもので、取扱店番号が入ったサイズ指定のものとなります)</p> <p>③ 換金手数料 3.5%(税別) 貴店が指定金融機関で換金された商品券額面の3.5%と消費税を3ヶ月ごとにご請求させていただきます。(毎年1月、4月、7月、10月)</p>

加入手続きについて

- ①商品券事業の詳細は組合ホームページ又は、お電話でお尋ね下さい。
- ②第四北越銀行、大光銀行、新潟信用金庫、新潟縣信用組合の県内4行で、いずれかの口座開設が必要。(換金できる指定金融機関で、口座をお持ちであれば新たに作る必要はありません。)
- ③加入手続きは組合ホームページのフォームを使うか、申込書を直接FAX。
- ④受付後に組合担当者より、メール返信等でご連絡いたします。
その際、初期費用のご入金と取扱開始についてご説明します。
- ⑥出資金と換金印のご請求書を送付します。
ご入金確認後に取扱店番号(4桁のCDコード)を発行します。
👍この時点で商品券の取扱いがスタートできます。

▶▶新潟市・佐渡市共通商品券が使えるお店、買えるお店検索

当組合ホームページでは、最新の取扱店を掲載します。

また商品券購入時にお渡しする「取扱店一覧リーフレット」にも貴店を掲載します。

当組合ホームページの検索は



新潟市・佐渡市共通商品券

検索



スマートフォンから
取扱店を検索

加入手続きと商品券取扱い Q&A

Q	A
月会費や年会費は？	最初の出資金以外はありません。
換金(現金化)の方法は？	第四北越銀行、大光銀行、新潟信用金庫、新潟縣信用組合の新潟市内・佐渡市内各支店で通帳入金により換金します。 小切手の現金化と同様に翌々日(佐渡市は+1日)に口座入金します。銀行窓口が開いていればいつでも換金できます。 ※上記の取引口座がない場合は、本社様経由の換金は可能
換金手数料の支払方法は？	①3ヶ月毎に請求書を発行いたします。 請求月 1月、4月、7月、10月、第四銀行の指定口座へご入金下さい。振込手数料は貴店にご負担いただきます。 ②口座振替(詳細はお問合わせ下さい。)
換金手数料は換金時に相殺できないか？	できません。 銀行との契約上、額面での換金となります。
商品券の販売もできるか？	組合員はご自身で購入のほか、お客様への販売もできます。組合員には販売手数料をお支払いいたします。 販売手数料は1.5%(税別)です。
贈答用に化粧箱等の包装をもらえるのか？	①化粧箱 ②化粧封筒 ③包装紙をご用意しております。 ※無料でご提供しています。送料のみご負担いただきます。
取扱店を表わす店頭マークはあるか？	  <p>新潟市・佐渡市 共通商品券 取扱店</p>

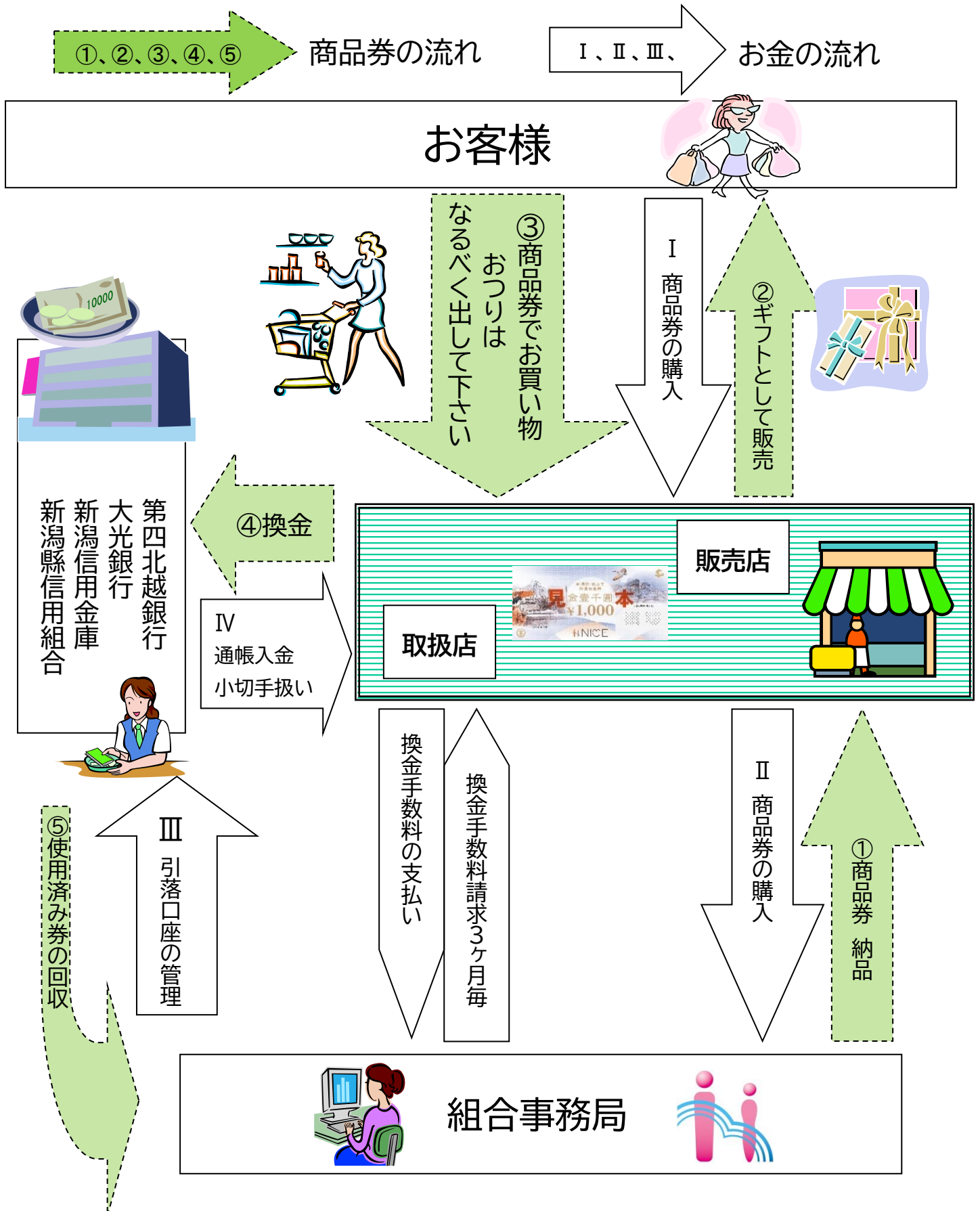
<お問い合わせ先>

協同組合 NICE 新潟

〒950-0075 新潟市中央区沼垂東3丁目1-10 だいし開発ビル3階

電話 025-246-4820 FAX 025-246-4838

取扱店や販売店での流れ




商品券取扱いの手順

[1] お客様のご利用について

商品券の金種	500 円券、1,000 円券があります。
商品券の有効期限	使用期限はありません。
利用額の制限	お客様が 1 回に利用する限度額の設定はありません。
お釣りは どうする？	(1)お釣りは出来るだけ出して頂けるようにお願いをしています。 (2)基本的には取扱店様のご判断にお任せしています。 (3)釣銭不可の場合は都度お客様へ「お釣り対応していない旨」ご案内をお願いします。 (4)資金決済法では前払式支払手段の払戻しは原則として認めていません。 お釣りを出すことは利用金額の一部の払戻しにあたります。 但し、利用者保護の観点から例外的に払い戻しをすること(お釣りをだすこと)も認めています。
一部商品を適用外 にすることは？	この商品券が使えない商品や、サービスがある場合、お客様へ明示していただければ、設定していただくことは可能です。

[2] 商品券の利用(回収)について








商品券の管理	(1)この商品券は発券から回収まで裏面のバーコードで管理されています。 (2)コンピューターで読み取りますので、バーコードの上には何も記入しないようお願いします。 (3)バーコードの角を切ったりしないで下さい。 (4)使用済み商品券の端を切る場合は裏面の波線部分からお切り下さい。
破損した商品券	(1)しわだらけの券、切れている券、汚れている券は受取を拒否して下さい。 その際お客様の苦情は商品券裏面の電話に連絡するようお伝え下さい。  (現金のお札と同じ扱いです。問題のあるお札は銀行で交換できますが、この商品券は発行者である協同組合 NICE 新潟がその対応をいたします。)

追加印字や今とデザインが異なる共通商品券は回収できますか？

以下の商品券は通常の新潟市・佐渡市共通商品券と同様にご対応ください。

またポイント交換等で発行した商品券はお客様にわかりやすいように表面に印刷があります。

(1)追加印字のある新潟市・佐渡市共通商品券／旧新潟市共通商品券

<p>「奈良の古寺と仏像」 2010年4月～ 同年5月</p>		<p>「エコポイント交換商品券」「家電エコ」 2010年5月～ 2012年4月</p>	
<p>「住宅エコ」 2010年7月～ 2012年8月</p>		<p>「愛の商品券」 2011年6月</p>	
<p>「木材利用ポイント交換商品券」 2013年7月～ 2016年11月頃</p>		<p>「省エネ住宅ポイント交換商品券」 2015年4月～ 2016年2月</p>	
<p>「新潟市子育て世帯支援事業」 2022年8月</p>			

(2)過去発行された旧新潟市共通商品券(発行者は新潟市商店連合会)

[3] 商品券の現金化(換金)について

指定金融機関	第四北越銀行、大光銀行、新潟信用金庫、新潟縣信用組合の新潟市内にある本店及び支店の窓口で換金できます。
換金方法	(1)お客様の使用済み商品券裏面引換店名欄に「換金印」を押印して下さい。 (2)各銀行窓口備え付けの入金票を記入し、通帳と商品券を合わせて窓口へお出し下さい。 (3)その場で額面金額の合計が記帳されます。基本的に小切手と同様の扱いで、実際に出金できるのは翌々日(佐渡市内は+1日)となります。
換金手数料	換金手数料は換金額の3.5%(税別)です。
換金手数料の請求方法	3か月ごとに貴店へ請求書をお送りいたします。(年4回) 1月～3月分の換金手数料▶▶▶ 4月上旬 4月～6月分の換金手数料▶▶▶ 7月上旬 7月～9月分の換金手数料▶▶▶ 10月上旬 10月～12月分の換金手数料▶▶▶ 翌年1月上旬に請求書を送付 ※送金手数料は取扱店様でのご負担をお願いしています。 ※回収済み商品券は各金融機関より第四北越銀行の事務センターを經由して、毎週月曜日に当事務局に届きます。貴店が月末(30～31日)に換金された場合、組合事務局では翌月処理となります。 2～4日のタイムラグがありますので、予めご了承下さい。 ※口座振替もご利用いただけます。 <口座振替について> 毎年1月～12月分の換金手数料が1万円に満たない場合は、1年分を纏め翌年1月に請求・振替いたします。また、1年の間に1万円を超えた場合は、超えたときの請求月に請求・振替。その後請求月から年末までの残額の換金手数料を翌年1月に請求・振替いたします。

[4] 商品券の購入(組合員様限定)

販売手数料	組合員様が商品券を購入される場合は、手数料をお支払いします。 販売手数料相当の額面金額の1.5%(税別) ※商品券をお客様向けに販売を希望される方は、9ページをご覧ください。 別途、販売店契約が必要です。事務局へお申出ください。
領収証	商品券ご購入の領収証は組合内取引のため、印紙は不要となります。 【事業協同組合の組合と組合員間における受取書】については、印紙税法別表第一表第17号の非課税物件欄の規定により「営業に関しない受取書」に該当し、課税されないこととなっております。
販売手数料領収証	販売手数料の領収証をお渡します。

【回収商品券の処理についてのお願い】

- ①商品券は発券から回収されるまで裏面のバーコードで管理されていますので、バーコード上と周辺には何も記入しないで下さい。また、角を切り取ったりしないで下さい。
- ②ホッチキスでとめないで下さい。ホッチキスがのこっていると、バーコードの読取が出来ません。

[表面]



(この部分はバーコードです。切り取らないで下さい)

[裏面]

もし、テナント様・支店のスタンプを押す必要のある場合はこの辺に押印してください。



バーコード部分をコンピューターで読取処理をいたします。

- ① この部分を切り取ったり、余白にゴム印、担当者印などの書き込みはしないで下さい。
- ② バーコードの下 **No. 00000000-0** の番号が破損等で判別できないものは換金不可となります。

商品券販売の手順

[1] 商品券の販売について(共通概要)

販売商品券種	新潟市・佐渡市共通商品券 券面 500 円券と 1,000 円券
販売手数料	額面金額の1.5%(税別)をお支払いします。
ご精算方法 通常は現金払いです。 但し、(2)と(3)の 売掛及び委託は 別途ご契約が必要です。	<p>(1)現金払い</p> <p>(2)売掛販売:納品の都度、請求書をお渡しいたします。 月末締めにて指定口座へご送金下さい。</p> <p>(3)委託販売:月末〆時に委託販売報告書をFAX送信して下さい。 請求書をお送りいたしますので、指定口座へご送金下さい。 財務局へ毎年3月と9月に報告いたしますので、月末時に残高を確認させていただきます。</p> <p>(4)販売手数料は請求時に相殺させていただきます。</p> <p>(5)送金手数料は取扱店様のご負担でお願い致します。</p>
商品券の補充	ご精算時に補充いたしますので、ご注文下さい。 お急ぎの場合はお電話いただければ対応させていただきます。 TEL 025-246-4820
領収証	商品券ご購入の領収証は組合内取引のため、印紙は不要となります。 【事業協同組合の組合と組合員間における受取書】については、印紙税法別表第一表第17号の非課税物件欄の規定により「営業に関しない受取書」に該当し、課税されないこととなっております。
販売店とは	常設の販売店で在庫を持ち、冠婚葬祭の包みができるお店です。 別途販売店契約が必要となりますので、事務局へお申し出ください。

[2] 商品券包材について 包材は無料でご提供させていただきます。(送料のみご負担願います。)

商品券化粧封筒 発注単位:100枚/束	包装紙なしでご利用いただける化粧封筒です。 封筒には商品券が30枚程度まで入ります。
包装用箱(台紙付き) 発注単位:200枚/箱	1箱には商品券が100枚まで入ります。
包装紙・熨斗 発注単位:100枚	(1)包装紙は慶事用、弔事用どちらにでもご利用いただけます。 (2)熨斗は慶弔、黄白をご用意いたします。
取扱店一覧リーフレット ホームページ検索 発注単位:50枚/束	新潟市・佐渡市共通商品券の「取扱店一覧」は加入、退店等を更新し、年数回に分け印刷します。 尚、組合ホームページでは、随時情報を更新しています。

■佐渡市の販売店様 専用説明

商品券販売について

【注意】販売手数料 1.5%+消費税、送料等の経費は口座振替時もしくは送金時に相殺処理します。

決済	項目	代理店方式		個店販売店方式																					
口座振替方式	販売手数料	額面金額の 1.5%+消費税		額面金額の 1.5%+消費税																					
	年会費分担金等	不要		不要																					
	商品券注文単位	30 万以上 50 万以下 (100 万の場合 2 個口で発送)		5 万円以上 50 万以下																					
	商品券購入代金	口座振替 口座振替代金:当組合負担		口座振替 口座振替代金:当組合負担																					
	注文方法	原則:注文票を FAX		原則:注文票を FAX																					
	商品券送料	送料:取扱店様負担		送料:取扱店様負担																					
	注文 口座振替日 入金確認日 商品券発送 到着日数	1 日目 4 日目 5 日目 5 日目 7 日目	注文票 FAX AM 中に受信したものは当日口座振替手続き 3 営業日後に取扱店口座より振替 振替日の翌日 振替確認日に発送 発送より 2 日目																						
必要日数	口座振替では商品発送まで 5 営業日必要 Ex:日曜又は月曜 AM:注文の場合、金曜日に発送 Ex:火曜日注文の場合、月曜日発送(土日が入るため)																								
送金方式	注文方法 送金・送金手数料 入金確認・発送 到着	1日目 1日目 2日目 4日目	注文票を FAX 指定口座へ送金 送金手数料:取扱店負担 入金確認当日発送 発送より 2 日目																						
商品券・包材注文票		別添商品券・包材注文票はコピー対応をお願いいたします。																							
包材(取扱店一覧・包装紙・箱・化粧封筒・弔辞熨斗)																									
包材注文 包材料金 送料	注文票を FAX 不要(包材とは箱、化粧封筒、包装紙、取扱店一覧、熨斗等の包材) 取扱店様負担																								
商品券及び包装資材の送付について																									
送料(ゆうパック)	◆ゆうパック料金とサイズ(長さ、幅、厚さの合計)別・重さ 30 キロまで 金券補償は 30 万円まで																								
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">新潟県内</th> </tr> <tr> <th>サイズ</th> <th>3辺の合計</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60サイズ</td> <td>60cm以下</td> <td>810円</td> </tr> <tr> <td>80サイズ</td> <td>80cm以下</td> <td>1030円</td> </tr> <tr> <td>100サイズ</td> <td>100cm以下</td> <td>1280円</td> </tr> <tr> <td>120サイズ</td> <td>120cm以下</td> <td>1530円</td> </tr> <tr> <td>140サイズ</td> <td>140cm以下</td> <td>1780円</td> </tr> </tbody> </table>			新潟県内			サイズ	3辺の合計	運賃	60サイズ	60cm以下	810円	80サイズ	80cm以下	1030円	100サイズ	100cm以下	1280円	120サイズ	120cm以下	1530円	140サイズ	140cm以下	1780円	 <p>例) 60サイズの場合 A+B+C = 60cm以下</p>
新潟県内																									
サイズ	3辺の合計	運賃																							
60サイズ	60cm以下	810円																							
80サイズ	80cm以下	1030円																							
100サイズ	100cm以下	1280円																							
120サイズ	120cm以下	1530円																							
140サイズ	140cm以下	1780円																							
◆セキュリティーパック 50 万円までの補償付き ゆうパック運賃+380 円																									
【注意】ゆうパック送料は毎年見直しがあります。																									